

平成 25 年 4 月 30 日

米国財務会計基準審議会 御中

一般社団法人全国銀行協会

FASB 公開草案「金融商品－全般(Subtopic825-10)：金融資産と金融負債の認識及び測定」（以下「FASB 公開草案」）に対する意見について

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、「FASB 公開草案」に対するコメントを以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

本件の検討に当り、我々の意見が、貴審議会によるさらなる基準開発の助けとなることを期待する。

(全体的なコメント)

1. 貴審議会が 2010 年 5 月に公表した公開草案「デリバティブ及びヘッジ (Topic815)並びに金融商品 (Topic825)：金融商品に関する会計処理、並びに、デリバティブ金融商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂」では、全ての金融商品を公正価値測定することが求められていたが、それに対して我々は、銀行業務の実態を財務諸表に正確に表さず有用な情報提供とはならないことから反対していた。
2. FASB 公開草案では、金融資産を、契約キャッシュ・フロー要件と事業モデルにしたがい、FV-NI、FV-OCI もしくは償却原価に区分することとされており、前項で示した我々の懸念が解消されていることから、FASB 公開草案の方向性に賛同する。
3. また、FASB 公開草案では、公正価値を容易に決定できない資本性金融商品に対する公正価値測定の実務的例外措置が提案されており、我々はそれに賛同する。
4. 一方で、資本性金融商品は、キャピタル・ゲインを獲得する目的ではなく、事業を円滑に遂行し、企業の事業利益を拡大する目的で保有される場合もあることから、IFRS 第 9 号同様、公正価値変動をその他の包括利益 (OCI) に計上するオプションを設けるべきと考える。
5. 最後に、FASB 公開草案は、国際会計基準審議会 (IASB) が 2012 年 11 月に公表した公開草案「分類及び測定：IFRS 第 9 号の限定的修正」（IASB 公開草案）と基本的にコンバージェンスされており、今後も基準の最終化に向けて貴審議会は IASB との共同審議を継続するものと我々は理解しており、我々はそれを支持している。したがって、我々は、当意見書と同様の内容の意見書を IASB 宛提出していることを申し添えたい。

(個別論点に対するコメント)

(質問 4 関連：契約キャッシュ・フロー評価に関する原則について)

6. 公開草案における利息の定義が不明確であり、元本および利息の支払のみと考えるべき契約上のキャッシュ・フローを有する金融資産を適切に識別できないことを懸念する。

7. 一般に、実際の金融商品における契約上の利息には、貨幣の時間価値、信用リスクの対価および流動性リスクの対価の他、自己の信用リスクを反映したファンディングコスト、事務管理コスト等、様々な要素が含まれている。
8. 一方、825-10-25-18 では、「利息は、貨幣の時間価値および信用リスクの対価であり、流動性リスクのプレミアムが含まれるかもしれない」とされている。さらに、825-10-55-16 では、「契約上のキャッシュ・フローに、元本、貨幣の時間価値及び信用リスクと関連のない支払が含まれている場合には、その契約上のキャッシュ・フローは、元本及び利息の支払のみを表すものではない。」とされているが、当該規定が過度に厳格に解釈されることを懸念している。
9. 具体的には、多くのレバレッジのない通常の金融資産について、(1)元本、貨幣の時間価値および信用リスクと関連のない支払いが含まれているかの評価を行わなければならないこと、結果として実務負担が生じること、および(2)当意見書第 7 項で述べているような様々な要素を含んだ一般的な商品が FV-NI に区分されることを懸念している。
10. 以上のとおり、一般的な金融商品であっても、利息を貨幣の時間価値および信用リスクのみで説明することは厳密には困難であり、825-10-25-18 および 55-16 の見直しが必要であると考えられる。
11. なお、825-10-55-19 では、ベンチマーク商品を、改変された経済的関係をもつ金融資産と信用度が同じで、金利の改変以外の点での契約条件が同じ契約と定義している。この定義によれば、金利の改変の要素のみを取り除いたベンチマーク商品にも第 7 項で述べたような様々な要素が含まれると解釈されるため、この点は、825-10-55-19 は前項までの我々の意見と整合的であると言える。

(質問 7 関連：元本と貨幣の時間価値及び信用リスクの対価との間の改変された経済的関係について)

12. 金融資産における元本と貨幣の時間価値および信用リスクの対価との経済的関係が金利のミスマッチの要素やレバレッジにより改変されている場合であっても契約キャッシュ・フロー要件を満たしていると考えられることに同意する。

13. 当該経済的関係の改変が重大でないものであっても、改変があれば契約キャッシュ・フロー要件を満たさないと判断されてしまうと、財務諸表に対して経済実態が適切に表されなくなると考えるためである。

(質問 8 関連：改変された経済的関係に関するガイダンスについて)

- | |
|------------------------------------|
| 14. 提案されているガイダンスは、十分でも運用可能でもないとする。 |
|------------------------------------|

(ベンチマーク・キャッシュ・フローとの比較方法)

15. 825-10-55-19 において、評価の対象とする金融資産に係るキャッシュ・フローと、ベンチマーク商品のキャッシュ・フローとの相違が重大でないとは言えないものとなる可能性があるのかどうか、分析をほとんど又は全くしなくても明らかである場合には詳細な評価を行う必要はないとされていることは理解している。しかしながら、改変された経済的関係がある場合の評価方法として、全てのケースについて個々の金融商品の契約キャッシュ・フローとベンチマーク・キャッシュ・フローの比較を行うことは実務上負荷が大きく運用可能ではない。そのため、ベンチマーク・キャッシュ・フローとの定量的な比較は、必須の手続きではないことを明確化頂きたい。

(ベンチマーク・キャッシュ・フローとの比較方法の明確化)

16. 提案されているガイダンスでは、契約キャッシュ・フローとベンチマーク・キャッシュ・フローを比較するにあたって、具体的にどのように比較するのか、例えば、契約期間にわたるキャッシュ・フローの総額を比較し相違が重要でないことを確認するのか、各利息期間毎のキャッシュ・フローを比較し相違が重要でないことを確認するのか等、が明確でない。
17. 契約キャッシュ・フロー要件は「回収」又は「回収および売却」の事業モデルのみに関係し、それらの事業モデルでは長期（契約期間）にわたって金融資産は保有され、その契約キャッシュ・フローが回収されることに留意すべきである。その観点では、利息期間毎に比較し相違を評価する方法よりも、契約期間通算で比較し評価する方法の方が、事業モデルと整合的であり、関連性のある情報が提供されうると考える。

(質問 9 関連：証券化商品への契約キャッシュ・フロー要件の適用について)

- | |
|---|
| 18. 証券化商品への契約キャッシュ・フロー要件の適用にあたり、提案されている内容は実務上負担が大きいため簡便法の導入を要望する。 |
|---|

19. 証券化商品への契約キャッシュ・フロー要件の適用については、825-10-55-26、および 825-10-55-64 から 55-69 にガイダンスが示されており、証券化商品の原金融商品の詳細をルック・スルーすることが要求されている。しかし、個別の証券化商品について個別にガイダンスに示された通りの確認を行うのは実務上の負担が大きく実務上運用可能でない。
20. そのため、我々は以下の簡便法の導入を要望する。
 - (a) 最上位のトランシェについては、LTV(Loan to Value)等の水準により、組成時に、企業自身が、裏付資産が十分なキャッシュ・フローを生むことを確認している場合には、詳細な手続を省略できる。
 - (b) 裏付資産の平均利回りよりも低い利回りのトランシェについては契約キャッシュ・フロー要件上、適格となる。

(質問 10 関連：事業モデル評価に関する原則について)

21. 事業モデル評価に関する原則については基本的に同意するが、FV-OCI に区分される負債性金融商品の範囲に関して改善が必要であると考える。

22. 邦銀における負債性金融商品（有価証券）を保有する目的は、保有を通じた元本および利息の回収、流動性ニーズの充足、金利リスクの管理等多様である。したがって、IFRS 第 9 号（2010）のような償却原価と FV-NI の 2 区分の場合に比べて、償却原価、FV-OCI および FV-NI の 3 区分の方が、個々の企業の持つ事業モデルに基づく経済実態が、財務諸表により適切に反映され、関連性の高い情報が提供されるものと考えられる。

(FV-OCI に区分される負債性金融商品の範囲)

23. 但し、FV-OCI で測定される金融資産は、契約キャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で資産を管理している事業モデルの中で保有されている契約キャッシュ・フロー要件が適格な負債性金融商品（適格負債性金融商品）に限定されるべきではなく、契約キャッシュ・フローを回収する目的で資産を管理している事業モデルの中で保有されている契約キャッシュ・フロー要件が非適格な負債性金融商品（非適格負債性金融商品）も含められるべきだと考える。
24. 契約キャッシュ・フローを回収する目的で資産を管理している事業モデルの中で保有されている非適格負債性金融商品について、財政状態計算書において公正価値を表示することには合意するが、公正価値の変動を企業の業績を表す純損益に含めて表示することに対しては、事業モデルと整合性がとれていないという問題があると考えられる。
25. 契約キャッシュ・フローを回収する目的で資産を管理している事業モデルでは、一般に、公正価値変動に基づく管理と業績評価を行ってはならず、償却原価ベ

ースでの管理と業績評価が行われていることが想定される。企業が管理していない公正価値の変動が純損益に含められた場合には、財務諸表が企業の経済実態を正確に反映し、財務諸表利用者に対してより関連性の高い情報が提供されているとはいえない。

26. したがって、契約上のキャッシュ・フローの回収を目的とする事業モデルにおいて保有されているものの、契約キャッシュ・フロー要件を満たさない金融商品については、FV-OCI に分類し、財政状態計算書において公正価値情報を提供しつつ、損益計算書において償却原価と同様の情報を提供する方法を提案する。

		契約キャッシュ・フロー要件	
		適格	非適格
事業モデル	契約キャッシュ・フローの回収を目的	償却原価	FV-NI (残余) FV-OCI
	契約キャッシュ・フローの回収と売却の双方を目的	FV-OCI	FV-NI (残余)
	上記以外 (売却を目的)	FV-NI (残余)	FV-NI (残余)

(質問 11 関連：事業モデル評価に関するガイダンスについて)

27. 償却原価区分と統合的な売却に関するガイダンスは、見直しが必要であると考える。

28. 825-10-55-31 前段では、発行者の信用度に重大な悪化があった場合に実施される売却は契約キャッシュ・フローの回収を最大化する目的であるならば、償却原価区分と不整合ではないとされている。
29. この点に関して、償却原価区分の金融資産について、重大な信用度の悪化が認識されるまで売却が制限され、その結果、売却損が拡大してしまうことを我々は懸念する。
30. また、825-10-55-31 後段では、信用リスクの集中を管理するための売却は、償却原価区分と不整合であるとされている。
31. 金融機関では信用リスク管理の一環としてポートフォリオベースでの信用集中を緩和するために一部の金融資産を売却することもあり、そのような売却もポートフォリオ全体として契約キャッシュ・フローの回収を可能な限り確保するための売却であると、我々は考える。
32. 以上を踏まえて、償却原価区分と統合的な売却の例示として、(1)「当該資産の信用度に重大な悪化があったという客観的事実がなくとも、悪化するリスクを企業が認識した場合」および(2)「信用リスク管理の一環としてポートフォリオベースでの信用集中を緩和する場合」の追加が検討されることを期待する。

(質問 19 関連 : OCI オプションについて)

33. 売買目的以外の資本性金融商品の測定については、公正価値変動を OCI に計上するオプションを設けるべきである。

34. まず、公正価値を容易に決定できない資本性金融商品に対する公正価値測定の実務的例外措置の提案に賛同する。実務的に測定に大きな困難が伴う懸念があることに加えて、信頼性に疑念がある公正価値の変動を純利益に含めることは財務諸表利用者に対して有用な情報とならないと考えるからである。

35. 次に、我々は、それ以外の資本性金融商品の測定については、公正価値変動を OCI に計上するオプションを設けるべきと考える。理由は以下の通り。

(a) 資本性金融商品を保有するに当たっては、キャピタル・ゲインを獲得する目的ではなく、事業の円滑な遂行、企業の事業利益の拡大を目的とする場合もある。この場合、資本性金融商品を公正価値で測定し、その変動額を純利益に含めてしまうと、企業の業績は必要以上に変動し、企業実態を適切に反映せず、その財務諸表は有用な情報とはならない。

(b) 資本性金融商品に関して、その公正価値変動を OCI に計上するオプションを設けている IFRS とのコンバージェンスを進めるべきである。

(質問 21 関連 : 組込要素の分離処理について)

36. 本公開草案では、「金融資産については分離をしない」かつ「金融負債については、密接に関連による分離を行う」というアプローチを維持することとしているが我々はこのアプローチを支持しない。

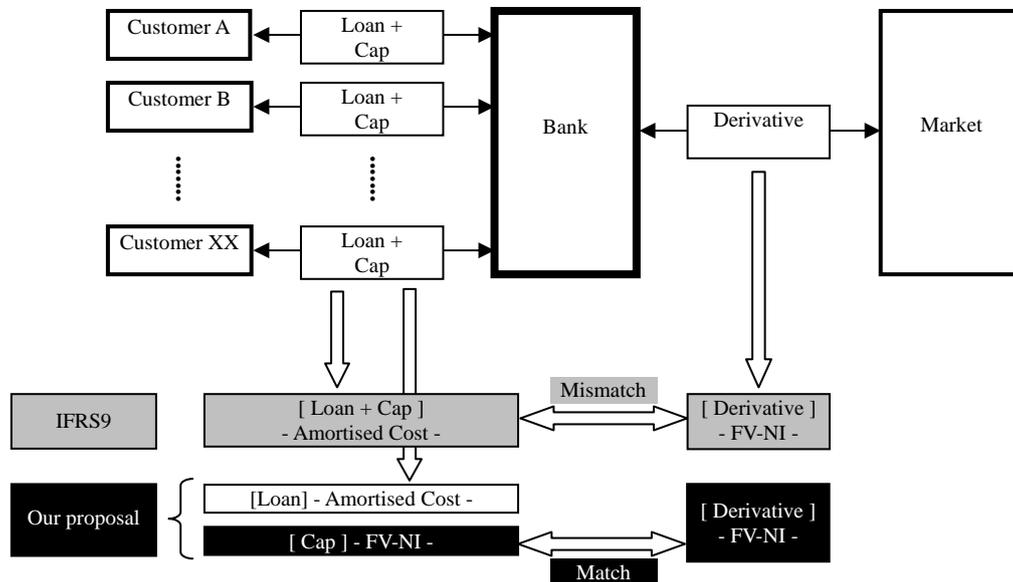
37. 金融資産・金融負債ともに、「管理上、組込要素を区分しているときは、分離処理することができる」という分離処理を容認する規定を設けるべきであると考える。

38. 現在、邦銀では、複合金融商品について、貸出金等の主契約部分と内在するデリバティブをそれぞれ区分し、主契約部分については契約キャッシュ・フローを回収することを目的として保有し、デリバティブについては内在するリスクを適宜市場においてヘッジを行うという実務が定着している。

39. 組込要素がデリバティブとして別個に管理されている場合、会計上も分離することで財務諸表利用者により関連性のある情報が提供されることになる。

40. 例えば、デリバティブ内在貸出金が一体で償却原価に区分された場合、内在するデリバティブの公正価値変動は財務諸表に表現されないが、ヘッジとして使われているデリバティブのみが公正価値の変動をもたらすことになる。結果として、損益のマッチングが実現されず、経済実態が財務諸表上に適切に反映されないこととなる。また、このケースでは、ヘッジ会計を適用することも考えられるが、顧客に提供する複合金融商品に内在するデリバティブの金額があまりにも小額、かつ、その条件が少しずつ異なるため、ヘッジ会計の適用が実務的に困難である。
41. したがって、金融資産・金融負債ともに、「管理上、組込要素を区分しているときは、分離処理することができる」という分離処理を容認する規定を設けるべきであると考える。（下図参照）

(Example)



以上